

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び
効果に関する条例

平成18年12月18日 条例第9号

最終改正 平成27年 2月17日 条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）
第29条第4項の規定に基づき、長崎県後期高齢者医療広域連
合（以下「広域連合」という。）の職員の懲戒の手續及び効果
に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手續及び効果)

第2条 長崎県内の地方公共団体から派遣された職員に対する懲
戒の手續及び効果については、広域連合へ当該職員を派遣した
当該地方公共団体の関係規定の定めるところによる。

2 前項に定める職員以外の広域連合の職員に対する懲戒の手續
及び効果については、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
（昭和26年長崎県条例第44号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年2月17日条例第3号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。